

19監査公表第19号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成19年8月20日に福岡市長から出資団体及び財政援助団体の監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成19年12月20日

福岡市監査委員	妹尾俊見
同	市木 潔
同	竹本忠弘
同	福田 健

1 監査結果と措置の件数

19 監査公表第 3 号（平成 19 年 2 月 1 日付 福岡市公報第 5424 号（別冊）公表）分
・・・・・・・・・・ 8 件

2 講じた措置の内容 以下のとおり

19 監査公表第 3 号（平成 19 年 2 月 1 日付 福岡市公報第 5424 号（別冊）公表）分
（出資団体監査）

1 財団法人福岡コンベンションセンター

監査の結果	措置の状況
<p>ア 契約事務について注意を求めるもの</p> <p>契約により業務を行う場合には、契約書及び仕様書等に基づき確実に業務を履行しなければならない。しかしながら、平成17年度「福岡国際会議場管理運営等業務委託」の受託契約において、次のような不適切な事例が見受けられたため、今後、契約事務については適切な事務処理を行うよう注意を求めもの。</p> <p>(ア) 契約書により、毎月、概算払いによる委託料を請求する際に、資金計画書を提出し、福岡市の承認を受けることとなっているにもかかわらず、設計変更時以外はすべて作成していなかった。</p> <p>(イ) 仕様書により、収納金日計報告書及び同月計報告書を福岡市へ提出することとなっているにもかかわらず、すべて作成していなかった。</p>	<p>今後、契約により業務を行う場合には、契約書及び仕様書等に基づく適切な事務処理を行い、確実に業務を履行するよう財団に指導した。</p>
<p>イ 駐車場用地の賃貸借事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>賃貸借により土地を借り受ける場合は、賃料その他必要な事項について事前に相手方と協議し、書面により契約を締結しなければならない。しかしながら、福岡国際会議場及びマリンメッセ福岡駐車場用地において、市有地を借り受けているにもかかわらず、契約書を作成しないまま、当該駐車場に係る収益と費用の差額を賃料として市へ納付していた。</p> <p>平成 18 年度からは、当該駐車場を利用料金制により管理運営しているため賃貸借は発生していないが、今後、契約事務を行うに当たっては、関係規程等に則り、適正に事務処理を行われた</p>	<p>今後、契約事務を行うに当たっては、関係規則等に則り、適正な事務処理を行うよう財団に指導を行った。</p>

い。	(経済振興局所管)
----	-------------

2 財団法人九州システム情報技術研究所

監査の結果	措置の状況
<p>ア 決算事務等について注意を求めるもの</p> <p>決算事務について、未収金の計上に当たっては、その内容を的確に把握したうえで行わなければならない。期中において計上している未収金の額に変更すべき事情が生じた場合及び経理処理に誤りがあった場合には、適正に処理しなければならない。しかしながら、平成17年度及び同18年度経理事務において次のような事例が見受けられ、平成17年度決算に誤りがあった。</p> <p>今後、適正な決算事務及び経理事務を行うとともに、未収金の早期徴収に努められたい。</p> <p>(ア) 平成17年度決算において、「インターネットを介した安全なバイオメトリクス認証～生体情報通信のセキュリティ強化に関する研究調査」外1件に係る受託料は、平成17年4月及び同年10月に受託事業収入として収入されているにもかかわらず、未収金として計上されていた。</p>	<p>当該未収金については、平成18年度に修正処理を行った。</p> <p>債権管理については、今後適切な処理を行うよう指導した。</p>
<p>(イ) 平成16年度、海外出張にかかる旅費について、支給対象でない支度料を支給していたため返還させる必要が生じたが、平成18年5月まで返還請求しないまま、平成16年度及び同17年度決算において未収金として計上されていた。また、支給することのできる旅券交付手数料を支給していなかったことから、旅券交付手数料相当額を差し引いて返還請求しているが、未収金は減額されていなかった。</p>	<p>当該未収金(平成18年5月に収入済)については、平成18年9月に修正処理を行った。</p> <p>未収金及び減額の事務処理については、今後適切な処理を行うように指導した。</p>
<p>(ウ) 平成17年9月支給の給与から控除した社会保険料の本人負担分に誤りがあったが、年度内に不足額が徴収されていないため、平成17年度決算</p>	<p>当該未収金については、平成18年12月20日に徴収済みである。</p> <p>未収金の徴収については、今後適切な処理を行うよう指導した。</p>

<p>において未収金として計上されていた。また、実査日現在においても徴収されていなかった。 (経済振興局所管)</p>	
---	--

(財政援助団体監査)

福岡市中学校体育大会運営委員会

監査の結果	措置の状況
<p>ア 九州大会等の出場に伴う生徒出場旅費の精算に係る事務処理について注意を求めるもの</p> <p>福岡市中学校体育大会運営委員会の生徒出場旅費支給規程によると、九州大会等に生徒が出場する際に、旅費の概算支給を行った場合は、大会終了後、速やかに生徒出場旅費実績報告書の提出により精算を行うこととなっている。しかしながら、平成17年度の九州大会等の出場に伴う生徒出場旅費の精算に係る事務処理において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、生徒出場旅費支給規程に具体的な期限を設定する等の見直しを行うとともに、精算に係る事務処理を速やかに行われたい。</p> <p>(ア) 九州中学校体育大会生徒出場旅費の精算に係る事務処理において、学校からの実績報告書の提出が遅かったことや実績報告書の処理を事務局が数校分まとめて行っていたことにより、精算が旅行終了後、相当期間経過後になされていた。</p>	<p>福岡市中学校体育大会運営委員会における生徒出場旅費の精算については、同委員会に対し、生徒出場旅費支給規程の見直しを行うとともに、精算に係る事務処理を速やかに行うよう文書により要請した。</p> <p>これを受け、同委員会では、生徒出場旅費支給規程を改正し、30日以内に精算することを明記するとともに、各中学校の部活動代表者に対し、研修を行い、事務処理に関する周知徹底が行われた。</p>
<p>(イ) 全国中学校体育大会生徒出場旅費の精算に係る事務処理において、学校からの実績報告書の提出が遅く、精算が旅行終了後、相当期間経過後になされていた。 (教育委員会所管)</p>	